

教員を兼務するスクールロイヤーによる 法教育の実践例から考える専門性の「内部化」の意義

神内 聡（兵庫教育大学・弁護士）

1 概要

本発表は高等学校教員を兼務するスクールロイヤーによる、法教育等での生徒との関係構築の実践例を紹介し、一般的に外部人材が担う専門性を教員が担うことで「内部化」することの意義について考察する。

2 中教審答申の新たな方向性

2022年に中央教育審議会が発表した『『令和の日本型学校教育』を担う教師』答申では、質の高い教職員集団を形成するためには、データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力やグローバル感等の多様な専門性を有する教師の養成・採用・研修が必要であると示しており、専門性を有する人材が教員になりやすい免許取得制度の導入を提言している。この点に関しては研究者がさほど関心を示していないが、2015年の「チームとしての学校」答申、2019年の「学校の働き方改革」答申では教員の負担を軽減するために外部人材の専門性に委ねるべきという専門性の「外部化」の促進が示されていたのに対し、今回の答申は専門性を有する教員の養成・採用を図るといった専門性の「内部化」の促進という新たな方向性が示されているように読める。

そうであれば、学校法務の分野の専門性を有する教師の養成が検討されても不自然ではなく、むしろ学校法務の専門性を有する人材が児童生徒に対する教育活動においても貢献できる領域の価値が注目されるべきであり、その一つが法教育ではないだろうか。

3 実践例の紹介

本発表では専門性の「内部化」の実践例として、発表者自身が実践する弁護士資格を有する教員の法教育活動の一部を紹介する。発表者は私立中高一貫校の兼務嘱託教諭の他に、同校の教育活動アドバイザー（法的事項の助言等を含む）の立場で実質的なスクールロイヤー活動を行っている。教員としては高校2年生の「公共」の授業を担当しており、これとは別に法教育の探究学習に意欲的な生徒に対して個別に法教育の指導や助言を行っている。

今年度は発表者が学習を支援した法教育に関する3種類の探究学習（校則、医療倫理、国際法教育）に関する探究学習を実践した生徒たちの成果をポスターセッションで発表するとともに、校則に関するより学術的な研究に共同で取り組んだ生徒（高校3年生）の成果について、本発表で紹介したい。

本発表で紹介する校則研究は、第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会校則ワーキンググループが2024年に公表した「東京都23区が設置する公立中学校等の校則調査の状況について」のデータを任意に提供いただき、それをもとに各区の調査結果と生徒と相談して設定した変数との相関関係を統計分析したものである。当該生徒の学年から新学習指導要領が実施されており、数学で基礎的な統計学習が必修になっている。そのような観点からも教科横断的な新しい法教育の方向性について示したい。

※本発表は科研費21K02549の助成を受けて実施したものです。また、校則調査結果を任意提供をいただいた根本藍先生をはじめ、第二東京弁護士会校則WGの先生方に厚くお礼申し上げます。